

社會教育家としての大原幽學

久 木 幸 男

序

二宮尊徳とはほ同じ幕末の激動期を農民の中に生き、社會教育の事業に一命を捧げたともいえる大原幽學は、尊徳ほどには著名ではないが、日本近世社會教育史上、見逃すことのできない人物である。最初の幽學研究書たる、千葉縣内務部編『大原幽學』が明治四四年に刊行されて以來、十指に餘る研究書・研究論文が出ているけれども、彼の傳記・事業・思想等は必ずしも十分に明らかにされているとは言ひ難い。特に幽學の教化活動（農民指導）の本質に關しては、彼を封建道徳の擁護者と見なす見解と、農民の立場を貫いた民主主義者と規定する意見とが鋭く對立している。⁽¹⁾ また彼の思想についても、その内部構造にまで立ち入った研究はほとんどなされていない。⁽²⁾ 傳記の上でも不明の點は決して少なくない。我々はこれらの事情を考慮に入れつつ、社會教育家としての幽學の活動を明らかにすることに努めたいと思う。

註

- (1) 幽學を封建道徳の鼓吹者と見た上で、その活動を全面的に肯定するのは、千葉縣内務部編『大原幽學』、高木千次郎「大原幽學武士道論」、『大原幽學婦人觀』（『幽學全書』、大正六年）、飯田傳一「大原幽學の事蹟」（昭和九年）、越川春樹「大原社會教育家としての大原幽學」

幽學研究』（昭和三二年）等であり、幽學の事業を「村方地主制擁護に奉仕」するものとして鋭く批判するのは小林英一「大原幽學論」（『思想』四〇七号、昭和三三年）である。これと對照的に、幽學を民主主義者と見る立場は、高倉テル『大原幽學』（昭和一五年）、山下幸雄『ヒューマニズムと教化』（昭和三七年）に代表される。このほか、主觀的評價をおさえて客觀主義の姿勢を堅持しようとするものに、野村兼太郎『近世日本の經世家』（昭和一七年）、中井信彦『大原幽學』（昭和三八年）、大槻宏樹『一九世紀前半における社會教育運動の性格とその機能』（『教育史學會紀要』6、昭和三八年）がある。

(2) 在來の幽學研究書の多くは、彼の思想の内、比較的的理解しやうい部分⁽¹⁾を斷片的に紹介するに止まつており、前記小林英一氏が幽學の思想のイデオロギーとしての性格を明らかにしようとする努力⁽²⁾、中井信彦氏が幽學の思想の時期的變遷に着眼していることなどが、わずかに目につく程度である。

一 幽學の前半生

大原幽學（一七九七〜一八五八）の前半生、特にその青少年時代に關しては、不明の點が少なくない。從來傳えられてゐる所によれば、彼は尾張藩の重臣、大道寺玄蕃の二男で、一八才の時ゆえあつて勘當をうけ、放浪の旅に出たといふ⁽¹⁾。しかしこの傳承を裏付ける史料は、全く見出されてゐない⁽²⁾。また修學に關する傳承も極めて不確實である。すなわち、彼は京都で九条家の家臣・田島主膳に儒學を、高野山に入つて佛敎を、周防出身の國學者・近藤造酒（芳樹）について神道を學んだといわれている⁽³⁾。幽學の思想の中核をなすものは易と朱子學の思想であるが、それを田島主膳に學んだという確證はなく、また高野山には一八二七年以後にも二度にわたつて滞在しているけれども⁽⁴⁾、彼の著書に現われている限りでは、眞言密敎の思想は彼には無縁のものでしかなかつた。また神道的表現はその著書に散見するが、彼が神道思想に深い理解をもつていたことを示す明證もないのである。彼の遺著『新井流

易學皆傳秘書』によると、彼は京都において新井白蛾（一七一四〜九二）の門弟から易を學んだという。白蛾は浅見綱齋の弟子で、晩年には金澤藩校・明倫堂の教官にもなった朱子學派の學者である。『古易斷』『易學類篇』など、朱子學の思想をもって『易經』を解釋した著述が多く、幽學がその思想的影響をうけていることは、幽學の著書の數多くに現われている所である。もつとも、彼が自ら「師」と呼んでいる人物は、黄檗宗の僧・提宗ただ一人である。ただし彼が提宗に學んだのは、黄檗禪ではなく、易經であつたらしい。一八三〇年（文政三年）⁽⁶⁾ 近江伊吹山の松尾寺で提宗に再會した折のことを記した幽學の日記には、「道の微味幽玄」「天地の和」などの語が見られるが、これらの語は主著『微味幽玄考』に詳細に展開されている如く、彼の思想の基本原理を示すものであつて、それは一言でいえば、朱子學の立場から、『中庸』の主張を、『易經』の論理をもって解釋したものといつてよく、幽學が提宗から學んだのは『易經』であつたと考えられるのである。

我々が幽學の行實をかなり詳しく知り得るのは、その日記が残っている一八二六年（文政九年）以降のことであるが、この一八二六年から提宗に再會する一八三〇年までの四年間、彼は大阪・京都を中心に、北は越前、南は紀伊、東は近江、西は讃岐と、關西地方一帯を遊歴している。もちろんそれは、單なる物見遊山の旅でも、あてのない放浪でもなかつた。各地の富裕な商人や豪農、あるいは神官・僧侶など、地方の知識階級の間を經めぐつて、共に風流を談じ、乞われれば和歌をよみ俳諧の座に列なり、あるいは習い覺えた易斷や觀相の求めにも應じるといふ、遊歴の風流師としての旅だったのである。

彼が日記に書き残している和歌や俳句は、これまでも多くの幽學研究家が指摘してきた如く、いずれも非常に拙劣なのであるが、それにもかかわらず彼が遊歴風流師としての生活を續けることができたのは、當時の商人や上層

農民の間に、こういう旅の風流師を歓迎する風潮が非常に強かったからである。一八世紀以來の農業生産の發展と貨幣經濟の成長の結果、ようやく生活に餘裕の生じた商人・豪農の間には、次第に文化的欲求が高まったが、コミユニケーションの手段の限られていた當時の封建社會では、彼らの文化的欲求を充足する方法は乏しかった。そのため、こういう風流師たちが、手輕に彼らの文化的欲求を充たす存在として歓迎されたのである。

幽學もこういう風流師の一人にすぎなかつたのであるが、しかし彼には通常の風流師とは異なる點があつた。商人や豪農たちと風流を語り合うだけでなく、「道の談話」——儒教の講義を試みているのは、彼らの知的欲求に應えたという以上の意味を見出せないかも知れないが、彼らの不正に對して、その怒りを招くことを恐れず、あえて直言する勇氣をもつていたのは、普通の風流師には見られぬ所であつた。易斷にしても、彼にとつては單に生活の資を得る手段だつたのではない。「於_レ是其自然之知_三活物_二矣。然則得_三心廣體胖_二者也。以可_レ修_レ身之道也。」⁽¹⁰⁾といつている如く、その窮極の目標は「修身」におかれていた。これは「易者、所_下以斷_三天地_二理_三人倫_二而明_中王道_上。……以正_三君臣父子夫婦之義_二。」⁽¹²⁾という新井白蛾の思想を承けたものであるが、そこには彼が旅の風流師から、やがて社會教育家へと成長して行く素地が見出されるのである。

もつとも、彼の行動が多少とも社會教育家らしい色あいを帯びてくるのは、一八三〇年末からであつた。伊吹山の提宗に再會したあとの幽學は、木曾路を経て信濃の上田に至り、この地の有力な商人・小野澤六左エ門・辰三郎父子の知遇を得た。そして上田・小諸の商人層を対象に、教化活動を始めたのである。彼の日記には「入門の人多く、稽古彌々勵しく改心の者多し」⁽¹³⁾などあるのみで、その「稽古」の内容を明らかにしていないが、一八三一年

(天保二年)

八月までに入門者四〇〇名に及んだという。しかし辰三郎に對する幽學の態度は、これまでの風流師として

の行き方を脱していないし、入門者も多くは富裕な商人たちであった。腰をすえて教化一筋に徹するという姿勢は、この時期の幽學にはまだ見出されない。そして彼は同年八月、早くもこの地を離れて江戸に向かうのである。短期間に多数の人びとを門下に集めたことが、上田藩の疑惑を招き、彈壓の危険が感じられたためである。

江戸に赴いた幽學は、鎌倉を経て房總半島に渡り、たまたま知り合った館山藩の儒官・林瀾造の紹介で、安房・上總の各地を巡歴、翌三二年(天保三年)始めて下總に入った。高弟・遠藤良左エ門が幽學の言行を筆録した『聞書集』には、幽學が下總埴生郡長沼村の醫師・本多元俊と交わり始めたころの様子を「先生、長沼へ御出初めは、ちいさくなりておちぎさえも元俊子の方が高し(16)」と記しているが、このころの幽學の生活は、全く旅の風流師としてのそれであつて、各地の豪農・商人・神官・僧侶・醫師などを歴訪、酒を酌みかわして和歌をよみ俳句を作り風流を語り合うということを繰り返している。この間、易學や相學の傳授も行なっているが、教化活動には入っていない。それが始められるのは、彼の行動範圍が下總東北部に集中し出す一八三三年(天保四年)のことであり、翌三四年以降の日記には「聖學論語」「性學論義」「性學講釋」などの語が頻繁に現われてくる。

彼は最初自分の教えを「聖學」と呼んだが、三五年以後は専ら「性學」「性理學」の名稱を用いている。「聖學」という呼稱には新井白蟻の影響が認められるようであるが、(16)「聖學」から「性學」への名稱の變化は、彼獨自の思想體系が形成されつつあったことを示すものであろう。そして一八三七年(天保七年)には、最初の著書『性學趣意』が書かれているのである。

註

(1) 千葉縣内務部編『大原幽學』三〇七ページ。

- (2) 高倉テル『大原幽學』四一ページ以下。中井信彦『大原幽學』二ページ以下。
- (3) 千葉縣内務部編『大原幽學』一〇ページ以下。
- (4) 『口まめ草』上巻、文政一〇年一〇月一四日、同一二年五月一七日(千葉縣教育會編『大原幽學全集』(以下『全集』と略稱)三一四、三二八ページ)
- (5) 『全集』一六四ページ。
- (6) 『口まめ草』上巻、文政一三年三月二三日(『全集』三三一ページ)
- (7) 現存の日記には『口まめ草』性學日記『道の記』などがある。
- (8) 野村兼太郎『江戸時代の經世家』二九五ページ。高倉テル『大原幽學』六八ページ。中井信彦『大原幽學』三六ページ。
- (9) 『口まめ草』上巻、文政一二年正月四日(『全集』三二四ページ)
- (10) 『口まめ草』上巻、文政一〇月一〇日(『全集』三一三ページ)
- (11) 『新井流易學皆傳秘書』(『全集』一六五ページ)
- (12) 『易學類篇』上巻、一三丁、ウ、
- (13) 『口まめ草』上巻、天保二年四月一二日(『全集』三五一ページ)
- (14) 『道の記』卷一、天保六年三月二四日(『全集』五三〇ページ)
- (15) 『聞書集』一の卷、(『全集』八五四ページ)
- (16) 白蛾には『聖學自在』の著がある。

二 社會教育家への轉回

一八三六年一月末から三月末まで、遠藤良左エ門(香取郡長部村の名主・伊兵衛の子)、宇井出羽守(同郡松澤村の神官)、本多元俊等五名の門弟と共に奥州旅行を試みた幽學は、同年八月「北總を退去して關西に歸る」と突然宣言する。『口まめ草』には「上方の友人に暇もこはで、此地迄來りて長居」⁽¹⁾したからだと書いているが、これはむろん眞の理由ではあるまい。

北總の門弟に訣別した幽學は、翌年七月まで上總・安房・江戸を巡歴して過すのだが、この間三六年九月には、博奕・不義密通・諸勝負などを行なわぬという一四か條の禁制を守り「子孫永々相續講」を結成することを呼びかけた書翰を、北總の門弟一同宛に送っている。⁽³⁾「子孫永々相續講」とは、毎年一人二〇〇文宛を據出して、同門中の困窮者の援助・善行者の表彰の費用にあてるという趣旨の組織である。ここで幽學が意圖したことは、第一に、北總門弟を單一組織に結集すること、リーダーとしての學頭と、組・連と呼ばれる下部組織をもった單一組織を作り上げることであった。そしてこの組織が「子孫永々相續講」と名づけられているところからも明らかな如く、その窮極の目標は「家」の存續にあった。北總農村のような比較的後進地帯においても、當時すでに貨幣經濟の波が押し寄せつつあり、農民の階層分化も急速に進んでいた。豪農・地主のもとへの農地の集中、本百姓の水呑みへの轉落、窮乏化した農民の抜け落ちによる潰れ家の續出などは、當時どこの農村にも見出される普遍的現象であった。従つて、家の存續——農民としての生活と地位の保全こそが農民の切實な要求であり、幽學の教化活動の目標もまたここにあった。彼が門弟の組織化と團結を呼びかけたのも、それがこの目標達成に必要なだと考えられたからにほかならない。

この呼びかけに對して、北總門弟九二名は、三六年一〇月、連名の誓約書をもつてこたえ、幽學は翌年春「此の誓約は予に於て悦ばしく樂しくて、是に勝ざる事無かるべし。」と奥書きしている。⁽³⁾そして一八三七年(天保八年)八月、遠藤良左エ門から改めて迎えをうけたのを機會に、彼は再び北總に歸つたのである。

こうした經緯を考え合わせると、彼の北總退去宣言は、結局門弟たちの決意を問うたものだったと考えられなくもない。信州での教化に徹し切れなかつた經驗をもつ幽學は、腰を据えて農民の指導に取り組もうと心を定め、門

弟たちにそれにこたえる覺悟があるか否かを、先ず確かめようとしたものであろう。とすると、この北總退去宣言の背後には、これまでの風流師としての生活を清算し、社會教育家として農民の中に生きようとする幽學の決意が秘められていたことになる。北總に歸る直前の一八三七年前半、安房地方を巡歴していた幽學は、性學の學習に熱心でない人からの招請をきっぱり拒絶するという態度に出ているし、またこの年から禁酒したといわれている。これまでの風流師としての生活態度から脱却し、社會教育家として生きぬこうとする、彼の決意の現われとも見られるであらう。

幽學がこのように社會教育家としての活動にふみきつたのは、もちろん一つには、それが北總の地において可能だとの見極めをつけたからにほかならないが、一つには、一八三六年から三七年にかけてこの地方をも襲つた天保の飢饉を親しく經驗したことが、この決意の形成に與つて力があつたと思われる。この未曾有の大飢饉に際して、東には二宮尊徳が櫻町や小田原にあって農民の救済に成果をあげ、西には大鹽平八郎が幕府の失政を責めて一揆を起したが、幽學はまた彼獨自の途を歩んだのである。

飢饉の最大の被害者は、いうまでもなく農民——特に中・下層の農民と都市貧民とであつたが、幽學は江戸で二千の餓死者の出たことを「憐れなりけり」⁽⁶⁾と日記に書き記し、また上總巡歴中には、日ごとに騰貴する米價を克明に記録している。かつて關西遊歴中には、お蔭参りの大群集に出くわしても、極めて冷淡な反應しか示さないなど、一般に中・下層の民衆の動きに無關心だつたかに見える幽學の態度は、ここで大きく轉換しているのである。

旅の風流師から社會教育家への轉回をとげた幽學の視野には、豪農・地主のみならず、貧農を含む農民全體が入ってくることになつた。一八三七年、三八年と入門者の數が著しく増加したのも、彼の教化對象の地域的擴大の結

1837・38年の入門者数

	1837年	1838年
従来門弟のいた村の出身者	24	61
従来門弟のいなかった村の出身者	6	5

(『道友録』による。ただし村名の判明したもののみ。)

果よりも、その階層が広がったためであって、彼の活動基盤は、風流師時代の豪農や商人から、貧農を含む全農民へと移行して行くのである。もっとも一八三八年に書かれた『分相應』⁽⁹⁾は、豪農・地主の生活の「規矩」を論じているけれども、こういう傾向は、次いで書き始められた『微味幽立考』では、次第に克服されて行く。貧農も豪農も、彼にとってはひとしく「道友」⁽¹⁰⁾であった。そして彼の活動内容も、性學の講義や論義による道徳指導だけではなく、農民の組織(先祖株組合)、農業技術、農業経営の指導など、農民の實生活により密着したものとなってくるのである。

註

- (1) 『口まめ草』下巻、天保七年八月。(『全集』四〇七ページ)
- (2) 天保七年九月一三日付、性學惣連衆中宛書翰(『全集』七三六ページ以下)
- (3) 『連中誓約之事』(『全集』三九ページ)
- (4) 『口まめ草』下巻、天保八年正月(『全集』四〇八ページ)
- (5) 『嘉永五年幕府宛上申書』(田尻稻次郎編『幽學全書』以下『全書』と略稱/附録一五六ページ)
- (6) 『性學日記』天保八年二月二九日(『全集』四七〇ページ)
- (7) 『性學日記』天保八年三月七日以下(『全集』四七〇ページ)
- (8) 『口まめ草』上巻、文政一三年三月一〇日(『全集』三三一ページ)
- (9) 『全集』は『微味幽立考』の一編として扱っているが、明らかに別種の著作である。
- (10) 『全集』が「道友」と呼んだのは、天保六年正月の廻文(『全集』三三三ページ)が最初であるが、この呼

稱が頻繁に現われてくるのはこのころからである。

三 社會教育家としての活動

社會教育家としての幽學の活動の中で、特に異色があるのは先祖株組合の結成であろう。幽學自身「三國に無⁽¹⁾之、万代不易之法」と自讃し、後世、西歐の産業組合（農業協同組合）に先んじるものだともいわれた先祖株組合は、彼が社會教育家としての活動のスタートを切つた翌年の一八三八年（天保⁽²⁾九年）、香取郡長部村、諸徳寺村、埴生郡荒海村、幡谷村などにおいて、あいついで結成された。その内容は、簡單にいうと（一）組合員一人宛金五兩分の耕地を出資し（これを先祖株という）、その収益をつみたてる、（二）組合員中、破産あるいは除名されるものがあつても、拂い戻しはしない、（三）ただし、一株分の元利合計が百兩以上になつた時は、破産者には半株分を拂い戻して家の再興をさせる、というにある。要するに耕地の一部を共同財産化することによつて、破産の危険に備え、家の廢絶を防ぐことがその狙いであつた。それが先祖株と呼ばれたのは、こうして家の存続をはかることが「先祖を悦ばしむる」ことにな⁽³⁾ると考えられたからである。先の「子孫永々相續講」の發展とも考えられるが、「相續講」がどちらかといえば門弟の精神的結合に重點をおいているのに對し、先祖株組合は、一部耕地の共同化という物質的基礎をもっている點で、前者とはかなり異なっている。

もつとも、金五兩分の耕地を出資する餘裕は貧農にはなかつたから、組合は上・中層農民によつて結成された。⁽⁵⁾

しかしこの故をもつて、この時期の幽學の指導が、上層農民だけに限られていたと見るのは不適切である。一八四〇年（天保⁽¹⁾一年）長部村の組合から領主に提出した組合認可申請書には「村中不⁽²⁾殘組合置度存じ、此段一統相談仕候へ

長部村先祖株組合の發展

年次	組合員數	出資額	資産	1人當り 資産	備考
1839年	11名	55兩	55兩	5兩	収益は認可申請費用に充當
1841	25	125	125	5	収益は他村質入地の受け戻し、土地改良褒賞金、善行者表彰などの費用に充當
1845	26	130	165	6.3	
1846	28	140	186	6.6	
1852	28	140	261	9.3	

(『先祖株惣締高取調帳』による)

ば、右願人の外は、未だ取極めに相成不⁽⁶⁾申とあつて、明らかに貧農を含む全村組織の結成が意圖されていた。そして一八四一年、十日市場村の道友、豪農で酒屋を兼ねた林伊兵衛の財政的援助のもとに、長部の組合は貧農を加えた全村組織となり、荒海村でも組合員は三⁽⁷⁾倍化している。全村組合は決して上層農民だけの組織の行きづまりから生まれたものではなく、幽學の最初からの意圖だったと見るべきであろう。

一部耕地の共同化が勞働の共同化を伴うものであつたか否かは不明だが、形式的には組合員が共同化された農地を小作するという形をとり、この小作料が組合の収益となつた。一八三八年、一名の組合員で發足した長部村の組合は、翌年から活動を開始、五二年には潰れ家を再興した分を加えて組合員二八名、總資産二六一兩に達した。新規加入によるものを除いた資産の年間純増加率は約六%であるが、この比率は決して大きいといえない。このペースでは、當面の目標である一株分の資産百兩に達するには數十年を要するし、幽學が組合の最後の目標と考⁽⁸⁾えた「家株を揃へ」ること——組合員の財産の均等化も、容易に實現されそうにもなかつた。しかし、潰れ家が再興され、質入地が受け戻されるなど、農民の生活と地位を確保する途は、着實に開かれていたのである。

先祖株組合結成に引き續いて、消費物質の共同購入も行なわれている。一八三九年九月、幽學は江戸に出て延べ一〇日間「友人達の註文」による買い

物をしているが、これが恐らく共同購入の始めであろう。品目は衣料品、食器、藥品、小間物などの外、農具、種子にも及んだという⁽¹⁰⁾。その狙いが、必要品を安價に入手するという經濟的利益の外、道友が同じ品を使うことから生じる連帶感の育成、贅澤品使用の抑制など、道徳的な點にあつたことはいうまでもない。

幽學の農民指導はさらに、一八四〇年に始まる農業技術の指導、四一年以降の經營計畫化の指導など、一段とキメの細かいものとなつて行く。彼は關西地方に行なわれていた稻苗の正條植を採り入れ、淺植、粗植を奨励し、先進的技術の普及に努めた。しかし購入肥料の使用には無關心で、單に堆肥の増産をすすめるに止まつている⁽¹¹⁾。このように、彼が自給的農業の枠内での生産力の増強を狙つたのは、恐らくこの地方に適した商品作物を見出し難かつたからであらう⁽¹²⁾。

農業經營に關しては、それを計畫化するべきことが既に一八三五年の「廻文」においても強調されているが、一八四一年には彼の指導で「仕事割控」^(農事作業の年間豫定表)が作られ、長部村では耕地整理や交換分合が行なわれている⁽¹⁴⁾。

このような農村指導は着々と成果をあげ、幽學自身も先祖株組合は「何れ後には唐・天竺まで通ずる事に違いない」という自信をもつたし、彼の指導下の農民の生活も向上して行つた。そして一八四八年^(嘉永元年)長部村は村方一同「追々立直り、漬れ百姓等をも取立候段、奇特の儀に付き」という理由で領主^(御三卿の一たる清水家)から表彰を受けた。村方の「立直り」は、領主の立場からは「御年貢筋は御觸日限よりも早く上納」するようになったこととしてとらえられているが、租税の早期完納が可能となつた背景には、もちろん農民生活の安定があつた。一八三七年、幽學が社會教育家として農民の中に生き抜く決意のもとに書いた連中誓約之事奥書にいう所の「万々歳も家名を全くする種」⁽¹⁷⁾は、ようやく芽を出し始めたのである。

しかし租税の早期完納が領主にとってどんなに望ましいことであろうとも、農民の立場からは、苛酷な租税が「家名を全くする」上の大きい障害であることは明白である。かつて幽學は、租税負擔を回避しつつ農業經營を高めて行く途を、耕作地の擴大ではなく、進んだ技術と多量の勞働の投入による反當收量の増加に求めた。⁽¹⁸⁾しかしこれは、地力の高い耕地とかなりの勞働力を保有している上・中層農民向きの方法にすぎなかった。狭い粗田を乏しい勞働力で耕作している貧農にとっては、耕作地の擴大こそが何にもまして望まれる所である。しかしそれは必然的に年貢の増大を伴なう。ここに租税負擔を避けつつ耕地を擴張する貧農向けの方法として採り上げられたのが、未墾地の開拓であつて、一八五一年^(嘉永四年)幽學の指導下に、長部村の隣村・鏑木村宿内に開拓村が作られ、鏑木の道友六名がここに移住しているのである。ところでこの宿内の開拓村について今一つ注目されることは、ここに移住した道友六戸が、宅地・家屋・耕作地をほぼ均等に配分されていることである。「家株を揃へ」という先祖株組合の理想は、こういう形で實現されたのであつた。

このような農民指導は、それのみで單獨に行なわれたのではなく、常に性學の指導と結合して展開された。農民に直接の利益をもたらす農業技術や經營の指導を、性學の指導によるその意識の向上と結合して行なつた所に、社會教育家としての幽學の活動の特色の一つが認められる。そしてこの性學の指導のために用いられた方法が、性學講釋と性學論義である。

性學講釋、即ち性學の講義は、『中庸』『論語』あるいは彼の主著『微味幽玄考』などの一節を抜き出して、生活上の問題と結びつけてその意味を明らかにするといふやり方で行なわれた。性學論義は集團討議で、自由に、あるいは特定テーマについての討議を通じて、性學の理解を深めることを目指すものであつた。また「入札」と稱し

て、特定テーマに對する各人の意見を筆答させたこともあつた。⁽²⁰⁾

もつとも講釋も論義も、一八三七年以前から行なわれているが、その内容は三七年以後、次第に具體的な、農民生活に密着したものとなつて⁽²¹⁾いる。このような指導内容の變化が、指導對象の變化——上層農民から貧農を含む農民への擴大——に照應するものであることはいうまでもない。

性學指導に關してさらに注目されるのは、成年男子のみでなく、婦人・兒童の指導に力が注がれていることである。「家内一つに和する」⁽²²⁾ことこそが家の永續の基礎だと考えた幽學は、家ぐるみの指導を重視した。そして『女の心得』『孕女心得方』など婦人向きの教訓を書き、婦人集會、兒童集會(子供大會と)などを催している。⁽²³⁾

幽學の活動の成果が上るとともに道友の數も増加した。もともと彼は一定の住居を定めず、道友の家々を巡回して指導に當つていたのであるが、一八四〇年、長部村の遠藤伊兵衛、良左衛門父子は自宅裏山の八石に集會所を建てて性學指導のセンターとし、四二年にはこれを改築して幽學の居宅兼講堂とした。しかし道友の増加によつて手狭まとなつたので、五〇年(嘉永三年)間口七間、奥行五間の講堂、いわゆる「改心樓」が、道友の寄附と勞力奉仕によつて新築された。この間幽學は、かつて僅か八か月で教化を打ち切つた信州へ再び赴いて指導を再開(一八四五年)、以後五〇年までほとんど毎年信州を訪れている。⁽²⁴⁾旅の風流師から社會教育家への轉回を試みて以來十餘年、彼の努力は北總と信濃の地において、ようやく報いられようとしていたのである。

註

(1) 弘化四年一〇月二五日付、本多元俊宛書翰『全集』六二六ページ

(2) 千葉縣内務部編『大原幽學』二二二ページ。高倉テル『大原幽學』一二二ページ。

- (3) 『爲取替置一札之事』『全集』二六四ページ)
- (4) 嘉永元年九月二八日付、小諸道友宛書翰(『全集』七四五ページ)
- (5) 例えば長部村の組合員は全村二五戸の内一名、荒海村の組合員は僅か五名であった。
- (6) 『乍恐以書付奉願上候』(『全集』二六九ページ)
- (7) 中井信彦『大原幽學』一一六ページ。
- (8) 『義論集』四(『全集』八五〇ページ)
- (9) 『性學日記』および『道の記』卷二、天保一〇年九月二日以下(『全集』四八五ページ・五六二ページ)
- (10) 千葉縣内務部編『大原幽學』二六九ページ。飯田傳一『大原幽學の事蹟』一一〇ページ。
- (11) 『聞書集』一の卷(『全集』八五七〜八五九ページ)
- (12) 當時の下総には、野田の醸造マニファクチュアが榮えていたが、原料の大豆・小麦は常陸・相模から移入されており、地域の農業とは結びつきがなかった。また、明治以降においてさえも、この地方に導入された商品作物(稻・茶・桑)の栽培が失敗していることから見ても、適當な商品作物を見出すことは、幽學にとつても不可能だったのであろう。(千葉縣農地制度史刊行會『千葉縣農地制度史』上巻、五五〇ページ)
- (13) 『殘す言の葉集』(『全集』三一ページ)
- (14) 千葉縣内務部編『大原幽學』二七二ページ。
- (15) 『聞書集』一の卷(『全集』八八二ページ)
- (16) 『差上申御請書之事』(『全集』二七一ページ)
- (17) 『連中誓約之事』(『全集』三八ページ)
- (18) 當時の年貢賦課は、定免取によるのが通常であつたから、反収の増加は年貢の増徴とならなかつたのである。(『殘す言の葉集』、『全集』三二二ページ)
- (19) 「開拓記念碑」(飯田傳一『大原幽學の事蹟』一二五ページ)
- (20) この論議や入札の記録が『義論集』四巻である。
- (21) 例えば入札のテーマにしても、一八三七年を堺に、「多讀・精讀の可否」(大學八条目)一部の意味」など比較的抽象的なもの

社會教育家としての大原幽學

から、「家存續の規則」というような具體的問題に變つてゐる。

(22) 『分相應』(『全書』一四七ページ)

(23) 婦人集會は一八三八年(『全集』四七七ページ)、兒童集會は一八四一年(『全集』六〇七ページ)それぞれ始められた。

(24) 『信陽道の記』(『全集』五八五ページ以下)

四 彈壓と犠牲

「満ちて覆る」とは、幽學が常に道友たちに教えた所であるが、社會教育家としての彼の活動そのものが、皮肉にもこの教えの儘の運命を辿つた。改心樓完成の翌年、そして鐺木村宿内の開拓村が成つたその年、即ち彼の活動が一つのピークに達した一八五一年(嘉永四年)四月、彼及び道友たちは突然幕府の彈壓を受け、彼が一五年間精魂を打ち込んだ社會教育の事業は、ほとんど潰滅的な打撃をこうむつたのである。

もつとも、彼の活動が彈壓されたのは、實はこの時が最初ではない。すでに一八三九年(天保一〇年)、長沼村道友た

ちが領主稻葉丹後守の大森の役所から他村止め處罰をうけ、性學の學習を禁止されており、その理由は(一)性學が邪宗と紛らわしいこと、(二)新規の説であること、(三)先祖株組合を結成して耕地の共同化をはかつたこと、の三點で

あつた。この内(一)は誤解又は曲解にすぎぬが、(二)(三)は彈壓の理由になり得たと思われる。性學が新規の説であるとい

うのは、幽學自身が語る所によれば彼が『中庸』の「天命之謂性」の「之」を「ゆく」と訓じたことを指すらしい。この訓は全く幽學獨自のもので、先述の『易經』の思想に基づいてゐるにしても、この訓讀そのものに直接の根據があつたのではない。従つて封建的統制を支える新儀停止の原則に明白に違反し、彈壓の理由となり得たと思

われる。しかしこの訓讀自體が領主や幕府に實害をもたらしたとは考えられないから、彈壓の最大の理由はやはり先祖株組合にあったと見るべきであろう。先祖株組合は前述の如く、農民の没落を防ぎ、その生活と地位の安定を目ざすものであったが、農民の生活の安定が年貢の収取を容易にする限りでは、幕府・領主によって歓迎されこそすれ、決して彈壓されるべきものではなかった。しかし、その農民生活の安定が、耕地の共同化を通じてはかられたという點で封建的土地制度とは根本的に相容れないものがあつた。先祖株組合が彈壓の理由となつたのは、この點に關してのことだったのである。

しかし幽學自身がこのことをどれだけ明確につかんでいたかは不明である。彼はむしろ、組合が無届けで結成されたために彈壓を招來したと判断し、長部や荒海の先祖株組合が認可申請手続を取るよう指導している。その結果兩組合は、先述の如く相次いで公認され、長部村は表彰を受けさえした。これらの事實は、幽學の判断の正しさを立證するかに見えた。彼はこうして、もう彈壓の恐れはないとの確信をもつたようであり、一八四七年(弘化四年)には、長沼の道友・本多元俊に對し、組合を再建して公認を申請するよう強くすすめてさへいる。⁽³⁾しかしこの確信が甘かつたことは、一八五一年の彈壓においてやがて明白となる。

この彈壓の契機となつたのは、關東取締配下の手先等五名が、同年四月改心樓に亂入した事件である。亂入した手先が博徒であつたため、この事件は在來の解釋では、幽學の指導下の農民が博奕などに手を出さなくなつたのを恨んだ博徒たちが暴力沙汰に及び、彼らとぐるになつていた關東取締が幽學を彈壓する態度に出たものであると見なされていた。⁽⁴⁾しかしこの解釋が誤まりであることは、中井信彦『大原幽學』が明らかにした通りであつて、幽學の活動に疑惑をもつていた關東取締自身のイニシアティブで彈壓がなされたものと見るべきであろう。關東取締に

よる審理は、翌五二年(嘉永五年)二月から開始され、五月には長部村の領主清水家も取調べに乗り出している。關東取締が特に疑惑をもったのは、(一)幽學の學說、(二)その身許、(三)彼及び道友たちの行動、特に耕地整理と改心樓建立であった。(一)に關しては、彼の著書や上申書⁽⁶⁾を調査した結果「教導の筋は御も御疑念無之至極善道にて宜敷き旨」の裁決を下したが、彼の身許については、長部村出身の、幕府御小人目付高松彦七郎なるものが、幽學は自分の實弟であると申し出て身許を引き受けただけでも、長部村が「浪人體の者永々差置」いたのは「不埒」だとの見解をとった。また耕地整理は「田畑自伝に手入致し筆數等をも紛し」たものであり、改心樓の建築は贅澤であると判定した。先祖株組合の問題はここではまだ表面に出ていないが、事件の移管を受けた勘定奉行所の審理に際しては、これが頗る重要視されることとなる。

勘定奉行所の取調べは、五二年八月に始まったがなかなか進捗せず、五七年(安政四年)一〇月、ようやく判決が出された。判決要旨は左の通りである。

大原幽學儀奇怪の儀申觸候には無之、中庸を愚昧のもの共へ分り安き様手近に申論し……都て百姓共爲筋可相成儀教示致し候儀にして……追て兄高松彦七郎より受合一札をも差出候とも人別帳にも不加……教導所を改心樓と號し家屋等をも追々取揃へ、且は農民不似合の儀、却て前々の御觸の趣にも相違致し候儀の處、夫々差圖致し……道友先祖株杯と唱候議定取極、追々田畑一纏に致候次第取極始末、不埒に付百日間押込被仰候。⁽⁸⁾

人別帳に登録しなかつたこと、「農民不似合」の改心樓を建てたこと、先祖株組合を結成したことが罪状と見なされ、特に先祖株組合の結成は「不埒」だとされた。そして先祖株組合の解散、改心樓の取毀しが別に命じられている。

幽學が受けた百か日の謹慎という處罰は決して重いものではなかったが、彼と道友たちとがこの彈壓事件を通じて蒙った打撃は深刻であった。第一に考えられるのは經濟的打撃であつて、五年半をこえる長期裁判は、莫大な出費を彼らに強いた。例えば裁判の始まつた一八五二年には、幽學のほか延べ四八名の道友、同じく二五名の差添人が、關東取締、清水家役所、勘定奉行所へ出頭しているが、その費用の合計は二八六兩に達した。長部村の先祖株組合が一四年かかつて蓄積した總資産をこえる金額である。翌五三年にも二六九兩の費用を要している⁽⁹⁾。これらの費用は、資力のある道友が分擔する計畫であつたが、むろんそれにも限度があつた。そのため、裁判のため江戸出府中の道友たちは、極力經費の切り詰めに努力するとともに、内職に勵み、裁判の餘暇を利用して武家屋敷や市中の雜役、土工などの奉公に出⁽¹¹⁾、幽學自身も刀劍の賣買を行なつて滞在費の一助にしよう⁽¹²⁾と努めた。また遠藤良左エ門は、奉公あるいは日雇稼ぎによつて裁判費用を捻出するべきことを村民に呼びかけ、これに應じて、長部村民だけがでなく、道友たちの多數、特に少年・少女までもが年季奉公・子守奉公に出、その給金を江戸に送金した⁽¹⁴⁾。

道友たちのこうした血のにじむような努力によつて、莫大な入費は何とか賄われたのであるが、このことは幽學が育ててきた性學の道友の組織に大きい傷跡を残した。裁判に出頭するため働き手を奪われた上に、さらにその費用を捻出するために年少者までも奉公に出さねばならなかつたのだから、家にも村にも働き手はほとんどいなくなつてしまふ。遠藤良左エ門は「是迄長部村は暮方に差支候處、猶又此度之大入用相懸り、逆も潰之時節と極有之候⁽¹⁵⁾」といっているが、「潰之時節」と極まつたのは、獨り長部村だけではなかつたのである。しかし訴訟費用を稼ぎ出すために道友たちが田畑を捨てて出稼ぎに行かねばならなかつたことは、農民の生活と地位の安定を目標にして展開されてきた幽學の指導の成果が一舉にくつがえされたことを意味する。また領主の中には、幕府の彈壓を機

會に逸早く性學の學習を禁止したのもあつたし、幽學や道友幹部が久しく江戸に滞留しなければならなかつたことも、道友の指導を困難にした。⁽¹⁶⁾ こうした事情のため、性學の學習をやめ道友組織を離れる者が續出した。幕府の彈壓は、勘定奉行所の判決が出る以前に、既に十分その効果を収めていたともいえよう。幽學が二〇年近く心血を注いだ社會教育の事業は、こうして空しく瓦解した。一八五六年^(安政三年)高松彦七郎の同族・彦三郎の妻が病死した時、幽學は既に自殺の決意を抱いていたことを、その日記に書き残しているのである。⁽¹⁷⁾

勘定奉行所の判決は、潰滅に瀕しつゝあつた幽學の農村指導に、いわば最後の止めを刺すものであつた。改心樓の取り毀しと先祖株組合の解散は、彼の社會教育活動の最後の據り所を奪い去つた。むろん少數の熱心な道友は、最後まで彼の周圍に踏み止まっていたけれども、彼の指導が農民大衆を相手にするものである以上、活動の再開はほとんど不可能であつた。その上幽學自身が、一八五七年当時既に六一才の老齡であり、さらに病床に臥し勝ちであつた。五八年^(安政五年)二月、謹慎の刑期を終えて歸國した彼を待っていたものは癒し難い絶望であつた。そして彼は同年三月七日夜、長部村の墓地において割腹自殺をとげたのである。自殺に用いた短刀には「難_レ舍者義也」の五文字の銘が刻まれていたという。

幽學は封建制度を打倒する意志はもとよりもつていなかったし、幕府に反抗する意圖も全然持ち合わせていなかった。それどころか概括的にいつて、彼は封建思想の枠組みの中で思考し行動していたといえる。それにもかかわらず、幕府の彈壓を受け自殺にまで追い込まれなければならなかつたのは、一言でいえば、彼がどこまでも農民の立場に立ち、農民の中に生きる社會教育家としての立場を貫徹しようとしたからである。もちろん農民の立場は、常に封建支配者の立場と相容れないものとは限らないであろう。現に、幽學がその活動の目標とした農民の生活と地位

の安定化は、封建支配者にとつてもまた、望ましい事柄であつた。しかしこの目標を、封建支配者の好むような方法で實現することは、當時の深まり擴がり行く幕藩體制の矛盾の中では困難であつた。前述の如く、農民の地位の保全を目ざす先祖株組合が、封建的土地制度を否定するものとならざるを得なかつたのはそのためである。幽學が農民の中に生きる社會教育家としての立場を貫こうとした限り、彈壓は避け得られなかつたともいえよう。

しかしながら、幽學とその活動とが、幕府の彈壓の犠牲になつたという視點からのみ、この「彈壓事件」を評價するのは不十分だといえるだろう。彼は自らの思想の犠牲となり、自らの思想と活動に殉じたのである。確かに彼の思想は、封建思想の範圍を大きく越えるものではなかつたが、單にそれに止まるものでもなかつた。もし彼が、例えば心學者の如く、封建思想の枠外に一步も踏み出していなかつたならば、あるいは逆に、例えば安藤昌益の如く、封建思想の批判と克服とに徹底していたならば、彼の生き方はまた別のものになつていたのであろう。しかし少なくとも一八三八年以後の彼の思想には、封建的要素とそれをこえるものとが、微妙に混在している。彼の思想におけるこの二元性が、封建制の枠内で農民が豊かに生きる途を構想しつつ、しかもその枠にぶつかり、その枠を越えようとしてかえつて砕け散るという結果に終つたのである。この意味で、幽學は自らの思想の犠牲となつたともいえるであらう。幽學の思想に關しては論ずべき多くの問題があるが、その特色については既に別に考察した所であり、⁽¹⁸⁾社會教育思想としての詳細な吟味・分析はさらに他の機會に譲りたい。

註

(1) 『微味幽學考』三、『義論集』一『全集』八三ページ、七八九ページ。

(2) 天保一〇年九月一二日付、本多元俊宛書翰『全集』六二三ページ。

- (3) 弘化四年一〇月二五日付、本多元俊宛書翰(『全集』六二六ページ)
- (4) この解釋は、千葉縣内務部編『大原幽學』以來のすべての幽學研究において、その立場の差をこえて採用されている。
- (5) 中井信彦『大原幽學』一九三ページ以下。
- (6) 『教導筋奉申上候』(『全集』二五二ページ以下)
- (7) 『嘉永五年七月付、上申書』(『全書』附録、一四三ページ)
- (8) 『大原幽學一件落着申渡一同請書の内拔書』(『全書』附録、一九九ページ)
- (9) 『一件中諸入用荒増』(『全書』附録、一八四ページ)
- (10) 年次不詳八月一八日付、本多元俊宛書翰(『全集』六三一ページ)
- (11) 『聞書集』三の卷(『全集』八八五ページ)。日付不詳、遠藤良左エ門宛菅谷幸左エ門書翰。年次不詳二月一〇日付、林正太郎等宛林伊兵衛書翰(『全書』五八四ページ、五八九ページ)
- (12) 年次不詳四月一七日付、遠藤良左エ門等宛書翰(『全集』二六六ページ)
- (13) 嘉永五年一月一六日付、治良左エ門等宛遠藤良左エ門書翰(鶴田惠吉編『大原幽學選集』二五〇ページ)
- (14) 『全集』所載の『書翰集』には、奉公に出た少年・少女宛の幽學の感謝狀を多數収めている。(『全集』七五三ページ以下)
- (15) 五か年に亘る長期裁判中、一八五二年一二月から翌年一月までと、五五年四月から五七年四月までとの二回、幽學は下總に歸っており、江戸出府中にも書翰による道友の指導を行なっているけれども、やはり行き届いた指導は困難であった。
- (16) 裁判繼續中、たまたま下總に歸った幽學は、道友組織の崩壊を眼にして「眼の前の事に迷いて、第一に孝を盡すべきを忘れ、行ひ崩れ」る者の多いことを悲嘆している。(『口まめ草』下卷、日記拾遺、『全集』四二四ページ)
- (17) 『口まめ草』下卷、日記拾遺(『全集』四二五ページ)
- (18) 拙稿「大原幽學の教育哲學」(『教育史學會紀要』7、學會發表要旨集録)